

長期訓練生計費のしおり -生活福祉資金-

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

本資金は、就職氷河期世代支援として、現に市町民税非課税の方が、国家資格等を取得するための長期の訓練期間中の生計を維持するための費用を無利子または低利で貸し付ける制度です。

貸付条件

原則として連帯保証人が必要です。その場合、貸付利子は無利子です。

ただし、連帯保証人なしでも申請は可能ですが、年利 1.5%の貸付利子が発生します。※1
貸付時の償還計画の期限を過ぎた場合、元金に対して年 3%の延滞利子が発生します。

資金の種類	資金用途	貸付金額	据置期間	償還期間
長期訓練生計費	国家資格等を取得するための長期の公共訓練コースと職場実習を一体的に組み合わせた訓練に必要な経費及び、訓練期間中の生計を維持するための経費	580 万円以内 ※1	修了後 6 ヶ月以内	8 年以内

※1 修了期間に応じて 1 ヶ月単位で最長 3 年間(限度額 15 万円/月)までの貸付が可能です。

貸付対象となる方

以下の①～③のいずれにも該当する方

①現に市町民税非課税の方

注) 本制度は世帯収入の合計が低所得と見なされる世帯を対象としていますが、本資金のみ、対象者が非課税であれば対象とします。

②国家資格を取得するための 12 ヶ月以上の長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせた訓練を受講する方

③上記訓練の前後に、生活困窮者自立支援事業の支援機関から継続的な支援(プラン作成、就労支援)を受ける方

〈貸付の対象にならない方〉

- ・生活福祉資金等を滞納している方
- ・過去に貸付金の償還を免除した履歴のある世帯員
- ・多重債務者または債務整理中の方

貸付相談・申込み・審査

- (1) 貸付相談・申込みの窓口は、お住まいの市町社会福祉協議会です。
- (2) 貸付前、貸付中、償還中にご本人の経済的自立を目的とした、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援を受けることが貸付の要件となります。
- (3) 本事業における利用目的の範囲内において、関係機関等と個人情報の共有を行います。
- (4) 借入申込時の提出書類をもとに、三重県社会福祉協議会が設置する貸付等運営委員会で審査を行います。審査は毎月 1 回行いますので、相談から貸付決定まで概ね 1～2

ヵ月を要します。提出書類に不備・不足があった場合には、更に日数がかかる場合があります。

- (5) 次のような場合には、貸付不承認となることがあります。
- ・ 申請書類に虚偽の申告をされている場合
 - ・ 資金の用途が制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
 - ・ 全国的生活福祉資金等の貸付金の償還を滞納している場合
(借受人の世帯員を含む)
 - ・ 負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合
 - ・ 世帯に暴力団構成員がいる場合
 - ・ 三重県社会福祉協議会が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合

貸付決定と貸付方法

- (1) 審査結果については、通知文書を送付します。
- (2) 資金用途や償還能力等を勘案して、申請金額の減額、据置期間、償還期間の変更をして貸付決定することがあります。
- (3) 審査で貸付決定となった場合、借用書等の契約書類の提出後、借受人名義の口座に送金します。ただし、6ヵ月以上の計画に基づく貸付の場合、相談のうえで分割して送金します。

償還について

- (1) 償還は、据置期間が経過した後の借受人の指定した金融機関の口座から口座振替によって毎月25日（振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に償還していただきます。
- (2) 償還期間中は、世帯の経済状況に応じて償還額の変更等ができますので、市町の社会福祉協議会にご相談ください。
- (3) 計画通りに償還されない場合は、督促状を送付します。また、状況に応じて法的措置をとる場合もあります。

お問い合わせ・ご相談は、お住まいの市町社会福祉協議会へ